

防犯灯設置支援事業の一部改正について

令和4年2月1日改正

1. 改正内容

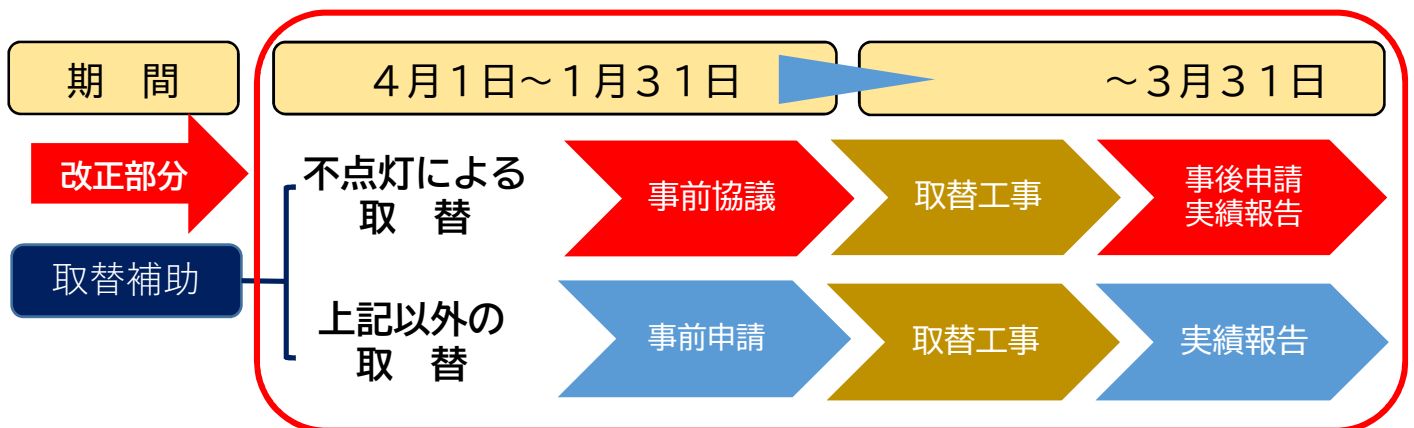
○補助金の申請期限

- ・取替の場合、申請期限を3月31日までとします。
(ただし、取替工事と実績報告も3月31日までに完了してください。)
- ・新設の場合は、従来どおり1月31日までです。

○補助金の事後申請

- ・不点灯に伴う取替の場合、取替工事後の申請が可能となります。
(ただし、取替工事前に区役所・支所と事前協議が必要です。)
- ・不点灯以外での取替、新設の場合は従来どおり工事前の申請が必要です。

補助金申請の流れ



2. 補助内容

…従来どおり

- (1)取替補助（器具交換に要する経費に対する補助） 補助率10/10 上限1万円
- (2)新設補助（電柱添架に対する補助） 補助率10/10 上限1万円
- (3)新設補助（新たに専用柱を設置する経費に対する補助） 補助率2/3 上限6万円

3. 補助灯数

…従来どおり

- (1)取替補助（器具交換に要する経費に対する補助）

現に町内会が維持管理している防犯灯が40灯以上の場合は、全体灯数の10分の1以内とし、その他の町内会は、3灯以内が上限

- (2)新設補助（電柱添架に対する補助及び新たに専用柱を設置する経費に対する補助）

補助対象団体1団体当たり年間10灯以内

(裏面あり)

4. 補助金申請・交付手続き

(1)取替補助（不点灯による事後申請の場合）… **令和4年2月1日改正**

- ①取替したい防犯灯の位置が分かるもの等により下記の窓口へ事前協議
- ②下記の窓口より、補助対象の連絡を受けて、工事着手
- ③工事完了後、3月31日までに交付申請書、事業計画書、位置図、設置後の写真、領収証の写し、電気事業者が発行する「公衆街路灯A取付場所一覧表※」（※町内会が現に維持管理している防犯灯を1年度に4灯以上取替の場合）をそろえて下記の窓口へ申請してください。

(2)新設補助、取替補助（上記以外の申請の場合）…従来どおり

○事前に交付申請書、事業計画書、見積書の写し、位置図、設置前の写真、電気事業者が発行する「公衆街路灯A取付場所一覧表※」（※町内会が現に維持管理している防犯灯を1年度に4灯以上取替の場合）をそろえて下記の窓口へ申請してください。

【問い合わせ・申請窓口】

| 防犯灯設置場所 | 窓口及び電話番号 |
|------------------------|---|
| 北区管内 (御津・建部支所管内を除く) | 北区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 803-1656 |
| 御津支所管内 | 御津支所 産業建設課 (086) 724-1114 |
| 建部支所管内 | 建部支所 産業建設課 (086) 722-1113 |
| 中区管内 | 中区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 901-1602 |
| 東区管内 (瀬戸支所管内を除く) | 東区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 944-5038 |
| 瀬戸支所管内 | 瀬戸支所 産業建設課 (086) 952-1115 |
| 南区管内 (灘崎支所管内を除く) | 南区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 902-3502 |
| 灘崎支所管内 | 灘崎支所 産業建設課 (086) 363-5203 |

